解散公告

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

大阪府富田林市喜志新家町二丁目一七番四

株式会社ほまれ

代表清算人　吉田　裕司

解散公告

当社は、平成二十四年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

奈良県磯城郡川西町大字結崎三八番地の一〇

廣瀬クラフト株式会社

代表清算人　廣瀬　秀伸

解散公告

当社は、平成二十四年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

島根県出雲市斐川町沖洲一三七〇番地

有限会社飯塚組

清算人　飯塚フミ子

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

岡山市東区広谷四四二番地の一

有限会社オートカレッジ

清算人　五賀　直行

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

広島県福山市多治米町一丁目一五番三号

ハルク株式会社

代表清算人　松本　洋介

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

山形市旅篭町二丁目五番

社団法人山形県放送中継施設整備協会

代表清算人　園部　稔

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十二月十八日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

広島県安芸高田市吉田町吉田七九一番地

安芸高田市土地開発公社

清算人　河野　正治

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十四年十二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

福岡県古賀市中央三丁目三番一号

医療法人森田医院

代表清算人　森田　正陰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月六日青森県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

青森市大字横内字八重菊一番地

財団法人ねぶたの里福聚館

代表清算人　木下ミサエ

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

秋田県能代市畠町四番二四号

社団法人能代市山本郡教育会館

代表清算人　佐藤　敬顕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月十八日開催の社員総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

長野県茅野市米沢一一九九番地

社団法人埴原田醇厚社

代表清算人　山岸　文典

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十四年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

大阪市中央区谷町二丁目四番五号

大阪既製服厚生年金基金

代表清算人　多田　彰造

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十二月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

兵庫県たつの市揖西町小神一〇四四番地の一

たつの市堂本上岸農住組合

清算人　山本　強

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月八日開催の臨時社員総会の決議並びに佐賀県知事の認可により、平成二十四年十二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

佐賀県唐津市西城内一番八号

医療法人一恵会

清算人　川添　一雄

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

秋田県能代市落合字古悪土一番地の一二七

社団法人能代山本交通センター

清算人　中田　榮喜

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号

社団法人神戸工業用水会

代表清算人　横山　公一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月九日

熊本市中央区安政町三番一三号

財団法人熊本県中小企業センター

代表清算人　中川　芳昭